

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第9回）に向けた
事業者ヒアリング事項

1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定した契約】

- ① 提供先が番号認定を受けていることの確認
- ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意

【卸契約であることを特定しない契約】

- ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

1) - 1 ①～③について、現時点で、どのような対応を行うことを想定しているか。

【JUSA】

①卸先事業者が番号認定の番号を記載することで確認する。

みなし認定である場合はみなし認定書類を確認する。*みなし認定が行われる条件である書面の存在を確認することが重要。Sler や通信事業者等によるインテグレーションと紐付いたサービス（例えば顧客ごとに構築・カスタマイズして提供する電話転送サービス）の場合は、提供する顧客ごとにみなし認定が必要であると想定されるため、異なる顧客や案件ごとにみなし認定を確認を行う必要がある。顧客（通信事業者や Sler ごとにその解釈・運用が異なる場合公平性が担保できないため明確化が必要と考える）

②卸契約書による明記。また重要事項説明書等の個別説明を行う書面にて、顧客の個別合意を取得する。

③約款における明記。および重要事項説明書等の個別説明を行う書面にて、顧客の個別合意を取得する。

*重要事項説明書等における記載、約款や卸契約書における標準的記載内容は協会が総務省と相談の上作成し、会員事業者が利用する想定。

1) - 2 上記の対応について、契約書（または契約約款）の条項の追加または契約に紐付く書類の追加による対応ではない場合、どういった理由に基づくものか。

1) - 3 契約書（または契約約款）のモデル条項や追加書類の総務省フォーマットの作成の必要性の有無及びその理由について伺いたい。

【JUSA】

*記載の柔軟性や迅速性を確保し効果的に運用していくために、重要事項説明書等における記載、約款や卸契約書における標準的記載内容は協会が総務省と相談の上作成し、会員事業者が利用する形態をとりたいと考えています。

※ 「卸契約であることを特定した契約」及び「卸契約であることを特定しない契約の場合」を分けて回答すること。また状況に応じて対応が異なる場合、複数回答とすること。（案や意見が複数ある場合も複数回答可能）

2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であることの利用者への注意喚起方法

2) - 1 効果的な注意喚起方法に関する提案があれば伺いたい。

【JUSA】

重要事項説明書等の個別説明を行う書面にて、顧客の個別確認を実施する（詳細説明は協会ウェブサイトへ誘導する予定）

2) - 2 注意喚起に関して、各社統一的な対応を行うことについて意見があれば伺いたい。

【JUSA】 各事業者で運用のレベルが異なると消費者の不信を招く可能性があることから、統一的な対応を行うことについて強く賛成。どの程度統一的な対応を行う件については議論が必要の認識。

3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度

3) - 1 認定者リスト公表にあたり、今回の改正で報告規則に記載している、

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第 50 条の 2 第 3 項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第 9 号に掲げる I M S I を除く。）の種別

に加えて、公表すべき事項があれば理由（特に不正利用防止の観点）とともに伺いたい。

【JUSA】

項目追加の要望

- ・みなし認定・本認定の区分
- ・番号認定の番号
- ・電話転送役務の認定の有無。
- ・登録日
- ・更新日
- ・廃止日

その他

- ・番号帯だけでなく、転送電話役務の認定状況を確認できるようにすることは事業者の認定状況の確認において重要。
- ・事業者が認定を廃止した場合も事業者名は一定期間（2～3 年程度）公表されることを希望（廃止の情報も番号認定状況を確認するにあたって有用であるため）
- ・みなし認定事業者については番号使用報告受領時に追記更新していただくことが必要（みなし認定事業者の扱いの際に、1 年以上掲載がないようであれば何らかの問題があると考えられるため）
- ・認定者リストを認定の都度更新できない場合は、卸元事業者が総務省へ確認できる（問い合わせできる）ようにしていただくことを希望します。

3) - 2 認定者リストについては提供先への確認の際への照合で使うことが想定される

が、どの程度での頻度の更新が望ましいと考えられるか。

【JUSA】

- ・ 認定の都度更新されることが望ましい。
- ・ 認定者リストを認定都度更新できない場合は、卸元事業者が総務省へ確認できる（問い合わせできる）ようにしていただくことを希望します。

4) 既存契約に対する対応

- 4) ー1 連絡会で示した「既存契約に対する提供ルールの適用の基本的な考え方（案）」について、意見があれば伺いたい。

【JUSA】

上記の状況であれば、別の法令関連対応と重ならない限り 1 月の法令施行に合わせてることが可能です。